

令和6年度
監 査 計 画

令和6年2月

いわき市監査委員

目 次

第 1 章 総則

1	計画策定の背景	1
2	リスク・アプローチによる監査	1
3	監査等の手続	2

第 2 章 令和 6 年度監査計画

1	定期監査	3
2	行政監査	4
3	財政援助団体等に対する監査	5
4	例月現金出納検査	6
5	決算審査及び基金の運用状況審査	7
6	健全化判断比率審査及び資金不足比率審査	8
7	監査結果等の公表	9
8	監査事例説明会	9
9	その他	9
○	令和 6 年度監査等実施予定表	10

第1章 総則

1 計画策定の背景

本市が抱える人口減少や少子高齢化、若者の流出、公共施設の老朽化等の諸問題に対応し、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくためには、事業の選択や業務の見直しが必要不可欠である。

このため、令和6年度は、「人づくり日本一」の実現に向け、政策の柱に、「次世代を育てる」、「命・暮らしを守る」、「まちの魅力を高める」、「豊かさを創る」の4つを掲げ、柔軟で持続可能な行政財政運営に向けた取組みを着実に実行していくこととしている。さらに、政策を支える構造改革については、専任組織を新設するとともに、総合調整担当の職務として位置付け、恒常的に取り組むこととしたところである。

また、本市では地方自治法に定める内部統制制度が導入されておらず、これまで、各部等の事務処理における内部統制の状況に着目した監査等を実施してきたところであるが、内部統制に準じた取組みとして、全庁的なリスク一覧及び個別リスク一覧を整備し、Plan（計画）Do（実施）Check（点検・評価）Action（改善）のサイクルを回すことにより、統制を運用、強化していくこととしていることから、今後は、市長による内部統制の取組みについて注視していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、いわき市監査基準第7条第1項の規定に基づき、内部統制に依拠した監査等の実施に至るまでの間、引き続き監査委員自らがリスクの識別等を行うとともに、過去の監査結果などを勘案して、本計画を策定する。

2 リスク・アプローチによる監査

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査を行うこととする。

選定した事務は次のとおり。

事務	主なリスク等
随意契約に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・ 不適切な内容で契約・ 不適切な価格で契約・ 契約の内容が適切に履行されない

事務	主なリスク等
補助金に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な内容の補助 ・ 不適切な額の補助 ・ 補助事業が適切に履行されない
現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書類の偽造 ・ 横領 ・ 現金の紛失
収納に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過大または過少の入力 ・ 過大または過少の徴収 ・ システムによる計算の誤り
他自治体において、リスクが顕在化した事例等	（事情聴取等により識別・評価する）
前回指摘した事項	
その他上記のいずれにも該当しないものでリスクが高いと評価される事項	

3 監査等の手続

- (1) 監査等の手続は、試査又は精査による。なお、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施しなければならない。

- (2) 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用しなければならない。

第2章 令和6年度監査計画

1 定期監査（法第199条第1項、第4項）

(1) 対象

①危機管理部、②財政部、③市民協働部 ④生活環境部、⑤観光文化スポーツ部、
⑥教育委員会事務局及び教育機関並びに⑦水道局を対象に、次のとおり実施する。

対象部局	対象課等	実施日程（予定）	担当等
危機管理部	危機管理課、災害対策課、原子力対策課	令和6年4月～ 同 年7月	監査第二係
財政部	財政課、施設マネジメント課、契約課、税務課、市民税課、資産税課、債権管理課、5税務事務所	令和6年8月～ 同 年11月	監査第一係
市民協働部	地域振興課、いわき震災伝承みらい館、生活安全課、男女共同多文化共生センター、消費生活センター、市民課、3市民サービスセンター、国保年金課、田人診療所	令和6年9月～ 同 年12月	監査第二係
生活環境部	環境企画課、環境監視センター、資源循環推進課、清掃管理事務所、北部清掃センター、リサイクルプラザクリンピーの家、中部衛生センター、廃棄物対策課、経営企画課、下水道事業課、水質管理室、2下水道管理事務所	令和6年8月～ 同 年11月	監査第二係
観光文化スポーツ部	観光振興課、文化交流課、美術館、文化財課、スポーツ振興課、いわき芸術文化交流館	令和6年4月～ 同 年7月	監査第一係
教育委員会事務局及び教育機関	教育政策課、施設整備課、生涯学習課、学校教育課、学校支援課、38中学校、総合教育センター、体験型経済教育施設、6少年センター、37公民館、6図書館、文化センター、視聴覚ライブラリー	令和6年10月～ 令和7年3月	監査第一係

対象部局	対象課等	実施日程（予定）	担当等
水道局	総務課、経営戦略課、営業課、配水課、工務課、浄水課、2浄水場管理室、水質管理センター、南部工事事務所	令和6年12月～ 令和7年3月	監査第二係

備考 この表の実施日程の開始の日に事情聴取を、終了の日に講評を行う。

(2) 主な実施手続

実施にあたっては、対象部局に対し、期日、場所等をあらかじめ通知する。

原則として試査によるものとし、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施する。

(3) 実施場所

監査委員事務局、現地その他監査委員が指定する場所とする。

(4) 実施方針

ア 各部局等に対する監査は、3年に1回のサイクルを基本として実施する。

イ 原則として、決算審査前（令和6年6月まで）に実施する監査は、令和5年度に執行された事務を対象とし、審査後（同年8月以降）に実施する監査は、令和6年度に執行された事務を対象とする。なお、必要に応じてこの期間外の事務を対象とする場合もある。

ウ 各部局等が所管する出先機関等の監査は、当該出先機関等を所管する各部局等の監査と併せて実施する。

エ 各出先機関等の監査は、原則として財務事務を所管する出先機関等を対象として実施する。

オ 監査の有効性を高める観点から、当該監査の実施の際には、法第199条第2項に規定する一般行政事務についても対象とする。

カ 一般行政事務を対象とした監査の過程において、あらためて独立したテーマとして監査を行うことが必要な事案が認められた場合は、行政監査として実施する。

2 行政監査（法第199条第2項）

(1) 対象

市が管理又は執行する事務のうち、法第199条第2項に規定する一般行政事務を対象とする。

(2) 実施時期及び実施体制

監査の必要性が認められた場合に、監査委員協議会において協議の上定める。

(3) 実施方針

定期監査において、一般行政事務を対象とした監査の過程で、あらためて独立したテーマとして監査を行うことが必要な事案が認められた場合は、随時実施する。

3 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）

(1) 対象

市が補助金、利子補給等の財政的援助を行った団体（財政援助団体）、市が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（出資団体）及び指定管理者として公の施設の管理を行っている団体等についての出納その他の事務及びそれら団体等を所管する市の担当部局等の事務を対象とする。

(2) 実施時期及び実施体制

監査の必要性が認められた場合に、監査委員協議会において協議の上定める。

(3) 実施方針

ア 財政援助団体監査

- i) 所管部局については、補助目的や対象経費の範囲などの補助根拠が明確であるか、また、補助金額の算定及び交付手続が適正に行われているかなどを主眼とする。
- ii) 財政援助団体については、補助目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか、市に報告した関係書類と会計処理が合致しているかなどを主眼とする。
- iii) 監査対象は、補助金額が1件250万円以上のものについて、過去の監査実施状況等を勘案して選定する。

イ 出資団体監査

- i) 所管部局については、出資目的及び出資金額等が妥当であるか、また、出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているかなどを主眼とする。
- ii) 出資団体については、設立目的に沿った事業運営が行われているか、会計経理が適切であるかなどを主眼とする。
- iii) 監査対象は、市の出資比率や過去の監査実施状況等を勘案して選定する。

ウ 公の施設の指定管理者監査

- i) 所管部局については、指定管理者の指定手続及び締結した協定に基づき適切

な指導監督を行っているか、また、管理費用が適正に算定されているかなどを主眼とする。

ii) 指定管理者については、その目的に沿って協定上の義務が適切に履行されているか、会計経理が適正に行われているかなどを主眼とする。

iii) 監査対象は、施設の規模、管理内容及び過去の監査実施状況等を勘案して選定する。

エ 借入保証団体監査、信託の受託者監査

法第199条第7項に規定するいわゆる「借入保証団体」や「信託の受託者」といった団体が現れた場合は、別途方針を定めた上で監査の対象とする。

4 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

(1) 対象

検査実施月の前月分の現金の出納について、次に掲げるものを対象とする。

ア 一般会計

イ 特別会計（公営企業会計を除く。以下同じ。）

ウ 公営企業会計（水道事業会計、工業用水道事業会計（以下「水道事業会計等」という。）、病院事業会計並びに下水道事業会計、地域汚水処理事業会計及び農業集落排水事業会計（以下「下水道事業会計等」という。）に係るものをいう。以下同じ。）

エ 基金

(2) 主な実施手続

実施にあたっては、対象部局に対し、期日、場所等をあらかじめ通知する。

提出された資料に基づき証憑突合、帳簿突合等をし、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施する。

(3) 実施時期等

対象会計等	実施日程（予定）	実施場所（予定）	担当等
一般会計及び特別会計並びに基金	毎月25日を基本として実施する。	監査委員事務局内	監査第一係
水道事業会計等		水道局内	監査第二係
病院事業会計		医療センター内	監査第二係
下水道事業会計等		監査委員事務局内	監査第二係

(4) 実施方針

現金の出納のほか、財政状況や資金運営の状況を確認するとともに、公営企業会計については、経営状況についても確認し、決算審査につながる検査と位置付けて実施する。

5 決算審査及び基金の運用状況審査（法第233条第2項、第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項）

(1) 対象

市長から審査に付された次に掲げるもの及び証拠類等の書類を対象とする。

- ア 一般会計決算
- イ 特別会計決算
- ウ 公営企業会計決算
- エ 定額の資金を運用するための基金の運用状況

(2) 主な実施手続

審査に付された書類と会計帳簿及び証拠書類との点検・突合を行うとともに、関係者から説明を聴取する。加えて、公営企業会計については、各種財務比率等の分析を行うなど経営内容の検証を行う。

また、基金の運用状況については、関係諸帳簿、書類等により内容及び事務処理状況を調査する等の手法により実施する。

(3) 実施日程

- ア 一般会計等 令和6年6月から同年8月まで（予定）
- イ 公営企業会計 令和6年6月から同年7月まで（予定）

(4) 実施場所

監査委員事務局、現地その他監査委員が指定する場所とする。

(5) 実施方針

ア 一般会計・特別会計（法第233条第2項）

決算関係書類が法令に適合して作成されているか、決算計数が正確であるかなどの確認とともに、予算執行状況、資金運営及び財産管理の状況等について審査する。

イ 定額資金を運用する基金（法第241条第5項）

計数の確認とともに、基金が設置目的に沿って確実かつ効率的に運用されている

かについて審査する。

ウ 公営企業会計（地方公営企業法第30条第2項）

決算関係書類が法令に適合して作成されているか、計数は正確であるかなどを確認するとともに、損益計算書及び貸借対照表を中心に分析した経営成績、財政状態等について審査する。

エ その他

年度内に実施した各種監査・検査等を最終的に集約する意味から、定期監査等において、各部署に共通して指摘している事項や特に留意すべき事項について概括する。

6 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

(1) 対象

市長から提出を受けた決算に基づき算定された次に掲げる比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とする。

ア 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）

イ 資金不足比率（水道事業会計等、病院事業会計、下水道事業会計等、卸売市場事業特別会計及び温泉給湯事業特別会計）

(2) 主な実施手続

決算書等関係書類との照合及び関係者から聴取する等の手法により実施する。

(3) 実施日程

令和6年6月から同年8月まで（予定）

(4) 実施場所

監査委員事務局その他監査委員が指定する場所とする。

(5) 実施方針

「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の計算が正確であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合して作成されているかを主眼とする。

7 監査結果等の公表

いわき市監査委員条例で定める公表のほか、監査等の結果及び措置状況等については、市ホームページに掲載するとともに、職員に周知を図る。

8 監査事例説明会

財務事務を中心として事務処理誤りが発生しやすい事例について、定期監査等の結果や指摘事例などを基に改めてその発生原因を理解し、同様の誤りの未然防止や事務処理の改善を図り、適正な事務の執行に資するため、監査事例説明会を開催する。

9 その他

大規模災害等が発生した場合には、非常時優先業務体制の発動状況、法令の定め及び監査等の進捗状況などを踏まえて、業務継続計画に基づき、一部の監査等を縮小又は中断・休止・延期するなどの判断・対応を行い、行政機能の維持を図ることとする。

○ 令和6年度監査等実施予定表

監査等の種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	担当
定期監査	危機管理部	■												2係
	財政部					■								1係
	市民協働部							■						2係
	生活環境部					■								2係
	観光文化スポーツ部	■												1係
	教育委員会							■						1係
	水道局										■			2係
例月現金 出納検査	一般・特別会計・基金	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	1係
	企業会計	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	2係
決算審査	一般・特別会計、基金				■									1係
	企業会計			■										2係
健全化判断比率等審査					■									1・2係
監査事例説明会									■					1・2係